

第6章 明治三陸津波災害からの復興

第1節 家系や集落の復興

被災後、住民の中には津波の害を離れて他県へ移住したいとの気持ちが生ずるのは無理もない事であった。『巖手公報』は次の様な記事を掲載した。

災害後、生き残った人の中には失望落胆の末、到底今後の見込みがないとして続々他県へ退転するものがあるという。これに有志の人々は大いに驚き、残るよう説得するため各被害地へ向け出張している（『巖手公報』1896(明治29)年7月3日）。

りょういし
両石（現釜石市）では、人々がよそへの移住を考え始めたのを知った村役場収入役兼授産世話掛が、被災民一同を呼び出して移住をやめるよう説得し、かつ人名簿を作って、「従来のとおり本地に住居する者は之に調印せよ。他に移住せんとするものは直ちにこの地を立退くべし」とまで迫り、移住を思い止まらせたと伝えられている（『南閉伊郡海嘯紀事』176頁）。

といっても、どこに住居を再建するか、急減した住民数をいかに回復するかが重要な課題となる。住民減少への対策は、家系や生活をどう継続するかという問題と、主に漁業共同体としての集落をどう復活するかの問題とに分けられよう。

山口弥一郎は、現地踏査を克明に繰り返し、集落再興、家系復活について、極めて詳細な検討を行っている（『津浪と村』）。その第3編は「家系の再興」に当てられており、以下に要約する。

全家族が死亡した場合にも、本家あるいは分家、縁族等が残存している限りは、この家の仏を守るために、家系を絶ってはならぬという観念は強い。幼児であっても、できる限りは戸籍を移して家系を継がせ、形ばかりも祖先の位牌を奉じてこようとするのは、日本のような祖先崇拜の厚い、特に古くより郷土を守ってきた農山漁村では当然の事とも考えられる。この為に、本家、分家、縁族の人々は全家族を分籍して、家系を継がせている。しかも、適当な縁者がすぐに得られない場合にも、どうにかして至急家系を、時には無理をしてまで継がせようとする場合すら見受けられる。これには経済的な関係が強く影響しているようにもみられる。その一つは全家族死亡の屋敷、所有耕地等の継承であり、二は義援金の分配権獲得等である。前者は仏を守る日本の家系の信仰的なものと表裏一体ともみられる。

山口は、家系の再興について上のように考察したあとで、義援金配分の影響を論じている。義

援金や救助金の配当規程は、一家全滅の場合でも、家系の相続人が受け取る事ができるようになっていたからである。

具体的には、上に述べた両石の場合の2例を山口が比較している。全家族死亡の家で、縁故のほとんどない者が継いだ場合70円を得たが、家が流失、老人位が残って生活に窮した者は80円から120円位を貰った。これで家屋も建ち、かえって裕福になったとまでいわれた者もあったという。

「多くは津浪後の復興は目覚ましく、たちどころに失われた戸数、人口の充たされてしまう状態にある。勿論これは主に移入者により行われる。最も近隣の者としては、血族、縁故関係を辿って、村内あるいは隣村辺より移るのである。この移入地域は一般の農漁村の通婚地域と略々一致している」（『津浪と村』）。

「津波後の復興に入婿者の多いのは何故であろうか。たとえば、船越村田の浜の女は他に出不い等といわれる程、村内に嫁するか、婿を迎えて別家する者が多い。これは災害後の移入者は復興工事に関係するかあるいは漁業者であるので、これらは主として無妻の若者や、移動性に富む中年の出稼ぎ者等が多く、このような人々は多く成年してこの土地（注：両石）に来て、村の伝統ある古い生活には関係が薄く、主に経済的に実力をもり上げて行くので、いかにもよそもの集りの村の如き観を呈している」（『津浪と村』）。

結局、両石は、明治に受けた大被害にも関わらず、原地に復興し、昭和8年に再び被災する。

全くの「よそもの」で復活した集落に、岩手県下閉伊郡重茂村姉吉がある。姉吉は、もともと12戸位の小漁村で、全戸流失、生存者2名のみであった。隣村などから若い人々が相続者に見立てられて家を継いだため、津波経験者が居らず、原地の浜に仮屋を立てて住む人が多く、昭和で再び全滅した。「姉吉は全部移って全部戻って、又流された」等といわれるが、昭和の生存者が全くないのでその事情を詳細に調べる事が出来なかった（『津浪と村』）。

このように、全くの「よそもの」が主体となって復興を遂げた村は、津波災害の教訓が活かされずに、37年後の1933（昭和8）年の三陸地震津波で、再び被災することになった。

第2節 高地移転

津波に強い集落にするには、高地に移転するのが最も良い。

これについても、山口が詳細に調べている。その中から、明治津波に関連するものを拾いだすと以下の表の通りとなる（『三陸地方の津浪による聚落移動』）。三陸地方は、明治の津波の37年後にあたる1933（昭和8）年に発生した昭和三陸地震津波により、再度壊滅的な被害を受ける。1933（昭和8）年の被災状況も含めて、表に記すことにする。

表6-1 明治三陸津波後の高地移転とその後（出典：『三陸地方の津浪による聚落移動』）

集落名	記事
青森県上北郡三澤村 天森、砂森、塩釜、織笠、 六川目、細谷、淋代、五川 目、四川目、鹿中、三川目	津波後、背後に続く5-15mの丘地に各自分散したものが多く。しかし、漁業を生業とするもの、殊に津波の経験のない移入者はメ粕製造などをする関係で1896(明治29)年の被災地に占居。又は別家して、浜に下りた者あり。これらは昭和8年で被害。
青森県上北郡百石村 二川目、一川目、深沢、川 口	これらの集落で流失した一部は背後の丘地に各自分散移動。二川目は殆ど全滅し、官有地の交付を受けて高地移転。昭和8年の被害は僅少。
岩手県九戸郡種市村 八木、川尻	高地に分散移動し、一部は原地へ復帰。八木は近年漁業者の移入多く、低地に住み着いた。川尻では漁夫の家は比較的下りないのに、魚の仲買人が浜を離れては商売にならぬと下りた。魚市場がないため、船が着いたとき競争で買い取るからである。昭和8年に被害。
岩手県九戸郡宇部村 久喜	海岸の数戸が高地へ分散移動したが、不便に耐えかねる原地復帰。
岩手県下閉伊郡田老村田 老、乙部	山麓に土盛りをして地区を改正移動しようとして失敗。昭和8年再び全滅。
岩手県下閉伊郡崎山村女遊 部	全住民各自移転。昭和8年には1戸のみ浸水。
岩手県下閉伊郡大沢村大沢	20戸程各自高地へ分散移動。約10年間に原地へ復帰。高地には8戸のみ、止まる。昭和で再被害、85戸流失。
岩手県下閉伊郡船越村船 越、田の浜	船越、田の浜共に全滅したので、この機会に2村合併してほぼ中央の山麓に集団移転の意見がでた。船越と田の浜で意見合わず、立ち消え。船越では区長などが各自所有の畑地を1反40円位で分かち、低地の道路を山腹にあげ、その両側に120戸が集団移転した。田の浜は800円位で新地区の地均しを計画したが時日が経ち、災害を知らない移入者がどんどん浜近くに住む様になると、古くからの村民も浜を離れがなくなり、漸次仮小屋が本建築となり移動失敗。昭和8年には船越無被害、田の浜全滅。
岩手県下閉伊郡織笠村織笠	一部高地へ分散移動。昭和8年41戸浸水。流失・破壊はない。
岩手県上閉伊郡大槌町吉里 吉里、浪板	吉里吉里では流失の約半数50戸は高地移転。内10戸は元屋敷に戻る。更に津波未経験者が生業との位置関係を重視して現地居住。これらの人は、昭和8年で被害。 浪板も分散移動。昭和は無被害。
岩手県上閉伊郡鶴住居村箱 崎	被害家屋の内、大部分は自発的に後方高地に移転。 昭和8年の被害は危険区域に復興したものに止まった。
岩手県気仙郡唐丹村 本郷、小白浜、片岸、花露	本郷では、山沢鶴松氏所有の畑を集団移動地にあて、氏は自宅を建築し、移動を勧めたが、4戸のみ移転。これらは漸次原地へ復帰。山沢氏も原地

辺	へ戻る。昭和8年で全滅。 小白浜では、災害義捐金で畑地を買収。一戸平均50坪の地割、道路沿いに商店街を造り、海岸より約200mの距離に高地移転。しかし、海岸との連絡道路、その他の施設を完備するに至らず、漁業を生業とする人々の日常の不便から新に分家したり、他より移住した人がまず浜に占居。又高地の本宅とは別に浜の原宅地に家を新築するものもあり、漸次原地へ復帰。大正二年に大火あり、270戸全焼。山腹に約10戸残して他は原宅地へ戻る。昭和8年に大被害。 花露辺約10戸、片岸約5戸は自力で高地移転。昭和8年に無被害。
岩手縣気仙郡吉浜村本郷	村長新沼武左衛門氏等が高地移転を計画。低地にあった道路をまず山腹へ変更。これに沿って分散移動。防潮堤も築造。昭和8年無被害。
岩手縣気仙郡越喜来村浦浜、下甫嶺、崎浜	浦浜、沖田、杉の下はほぼ全滅。 浦浜は若干移動し、一部が原地復帰。昭和8年に49戸流失。 杉の下は5戸山麓に分散移動。1戸は7、8年後生業の関係上原地復帰。昭和8年に4戸は無被害。 下甫嶺も数戸山麓へ移ったが、2年程で原地復帰。昭和8年に被害。 崎浜は住民協力により原地に市区改正。防護施設完備せず、昭和8年に被害。
岩手縣気仙郡綾里村小石浜	数戸高地移転。数年後原地復帰。昭和8年に被害。
岩手縣気仙郡小友村唯出	6戸は背後の高地へ移転。大正7、8年の鮫の豊漁の際、海岸の仮小屋を本宅になおし、5戸が原地復帰。
岩手縣気仙郡広田村泊	佐々木代三郎が高地の畑を買収し、集団移転を計画。3戸のみ移転。
宮城県本吉郡階上村波路上、杉の下	高地移動を完了し、旧明戸には1戸も残留せず。昭和8年には被害少ない。新道工事は県負担*。
宮城県本吉郡大谷村大谷	村営事業として敷地造成して高地移転。新道工事は県負担*。海岸に黒松の防潮林も育成。昭和8年には被害少ない。
宮城県本吉郡唐桑村大沢、只越、鮎立	大沢では、組合組織で敷地造成、集団移転。新道工事は県負担*。後数戸が原地復帰して昭和8年で被害。 只越では、部落に接する北方台地へ敷地造成工事に着手。新道工事は県負担*。岩盤に会って挫折。ただ一本の幅員約3尺の避難道路を新設し、海から50間奥に5-10尺土盛りして現地へ集団復興。昭和8年に被害大。鮎立も一部分分散移動。
宮城県本吉郡志津川町志津川	沖の須賀埋め地では若干移動。新道工事は県負担*。 海岸に4mの石垣を築き、更に盛土して防潮堤建設。
宮城県本吉郡戸倉村波傳谷	集団移転。
宮城県牡鹿郡大原村谷川	石森氏が1戸移り、他にも計画者があったが、実現せず。
宮城県桃生郡十五浜村雄勝、荒	雄勝は、4尺の土盛りをして移ったが不徹底で、昭和8年で災害。荒も2戸だけ高地移転。これは昭和8年で無被害。他は大災害。

*は『宮城県海嘯誌』による

以上のように、明治三陸津波後の高地移転は、各自が移動したもの、有志者が提案し義援金などを使用して宅地開発を行って集団移転したもののようである。移動数は43に上ったが集団移動は7に過ぎなかった。国・県・村の主導する移転は1933（昭和8）年まで待つ事となる。

高地移転した後、低い原地へ戻り、再び37年後の昭和津波で被害を受けた所も多い。低地に戻る要因として、田中館・山口は次のようにまとめている（『三陸地方の津浪による聚落移動（3）』）。

- (1) 漁業を生業とするものの居住地から海浜までの距離が遠すぎたこと
- (2) 高地移転で飲料水が不足したこと
- (3) 交通路が不便であったこと
- (4) 主集落が原地にあり、それと離れて生活する際の不便や集落心理
- (5) 先祖伝来の土地に対する執着心
- (6) 津波襲来が頻繁でないこと（約10年経った頃からの復帰が目立つ）
- (7) 大漁が景気となり浜の仮小屋を本宅とする様になったこと
- (8) 大規模火災が発生し、集落が焼失してしまったこと（唐丹村）
- (9) 納屋集落が漸次的な定住家屋へ発展したこと
- (10) 津波未経験者が移住してきたこと

第3節 町並みの復興・整備——釜石町の場合

釜石町は、『南閉伊郡海嘯紀事』によると、1,105戸のうち821戸が罹災し、6,986人中罹災流亡人口3,765人という大打撃を受けた。

翌日16日の夜、釜石に入った郡長の報告によると、「津波来襲当日に釜石町に到着。直ちに町役場に行こうとしたが、全市街の家屋は全て流失あるいは破壊して地面を覆っており、全く前の形を止めていなかった。道路と田畑とが区別つかないのは勿論の事、破碎された家屋の残材が点々と所々に横たわり、とても通行できず、やっと山麓を経て町役場に辿り着けた」（『巖手県海嘯状況調査書』）というほどであった。

この状態からの復興にあたっては、まず停滞している汚水の排除が最優先となった。『巖手公報』にも次のような記事が掲載された。

釜石の下水排水工事は間もなく始まるようであるが、目下の衛生および予防の事業としては、これが最急務である。日に日に暑くなるというのに、田畑には不潔な水や泥が依然として溜まっている。これを洗浄して臭気を駆除しなくては安心できる衛生状態とはならない。聞く所によると、災害の翌日頃より渴きを我慢できず、この汚水を飲んだものが大概死んでしまった。こうした人は負傷者よりも治療が難しいという。井戸のもできるかぎり何度も浚った方が良い（『巖手公報』1896(明治29)年7月25日）。

釜石のまちの復興はこの頃に始まったようである。まず、市区改正の工事が始まり、測量を行った。道路の布設方法は次の通りである。(1) 海岸通りは東前より始めて棧橋までに至る幅二間のものとする。(2) 山手通は沢村より始めて大只越に到る、同じように幅二間のものとする。(3) 更に、市街の中央には幅六間の道路を、東前から大只越まで通しておき、これを横断する道をつけ、海岸通り・山手通りに繋げる。

津波前までは、海岸より山手まで人家が密接し、道が狭く、水や火から逃げるのに不便であったことがこのような改修につながった（『巖手公報』1896(明治29)年7月25日）。

その結果、各町村部落が津波で流失したのを機会に市街地道路の拡幅、町並の改善を図ったなかでも、釜石町の市街道路は整然として立派なものになった（『南閉伊郡海嘯紀事』203頁）。

しかし、市街地は依然として低地にあり、前面に防護施設を設けなかったため、37年後の1933(昭和8)年三陸地震津波では、不運にも再度壊滅する事となる。

第4節 学校の再開

1 学校・教員・生徒の被害

大被害を受けたのは、岩手県であった。いくつかの統計により若干の相違があるが、なるべく日付が新しく、しかも公的機関の取りまとめたものを採用することとする。

津波の翌年12月編纂になる1896(明治29)年『岩手県統計書』では、次のようになっている。

表6-2 被害社寺学校その他の被害 (出典：『岩手県統計書』)

郡名	社寺		学校		町村役場		巡査駐在所	
	流失	破壊	流失	破壊	流失	破壊	流失	破壊
気仙	10	1	5	1	4	0	4	1
南閉伊	3	0	5	0	0	0	0	0
東閉伊	3	1	4	0	4	0	3	2
北閉伊	0	1	5	0	1	0	2	0
南九戸	1	0	4	0	0	1	2	0
北九戸	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	3	23	1	9	1	11	3

また、同書には、小学校関連の死者の数も次のように与えられている。

表6-3 小学校教員及び生徒死亡数 (出典：『岩手県統計書』)

類別	気仙	南閉伊	東閉伊	北閉伊	南九戸	北九戸	計
教員	7	0	3	0	0	0	10
雇	1	1	1	1	0	0	4
生徒	623	352	517	83	40	37	1,652

『岩手県統計書』によると、被害前人口岩手県の人口76,114人のうち、18,158人の死者であり、約24%の死亡率であった。統計書には郡別の被害者数が与えられているので、これとその郡の生徒死亡数と比べてみると、当然の事ながら、下図のように被害者総数の多い所ほど小学校児童の死者数も多くなっている。

南閉伊郡のように、全死者に比べて児童死者数がやや下回る様な印象を受ける所も、詳細をみると、事情は簡単ではない。釜石町の6校、大槌町の5校、^{うのすまい}鵜住居村の3校で、合せて全在籍生徒1,753人のうち、20%強の357名が犠牲となっている。なかでも^{うのすまい}鵜住居村両石尋常小学校では男子57名、女子43名、合計100名の在籍者中、男子40名、女子39名、合計79名が犠牲となり、ほぼ壊滅状態となっている。

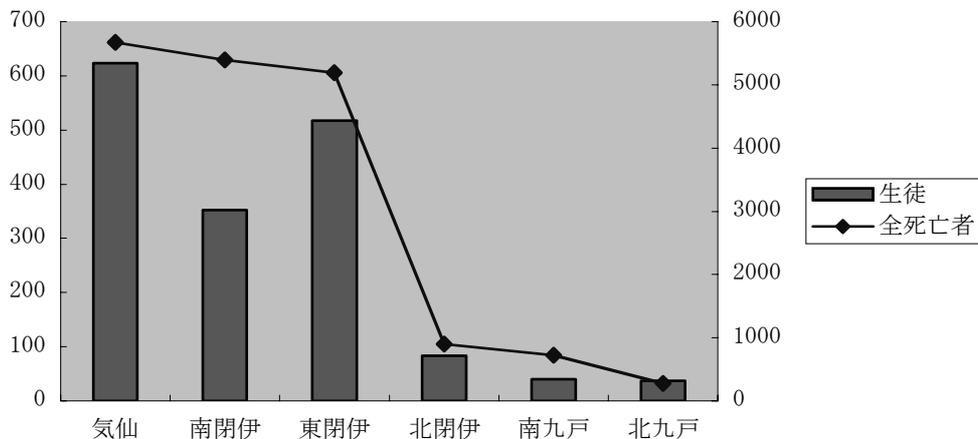


図 6-1 岩手県郡別全被害者数と生徒死亡者数 (『岩手県統計書』をもとに筆者が作成)

宮城県では、本吉郡内 12 町村で、被害小学校 17 校、うち校舎流失 3 校、教員死亡者 3 名であった。生徒に関しては、在籍者 3,696 名、うち男子 2,571 名、女子 1,127 名、生徒死者は男子 257 名、女子 121 名、合計 378 名で、約 10%であった (『宮城県海嘯誌』298-301 頁)。

本吉郡内の被害前人口は 8,975 名、溺圧死者 1,445 名、負傷致死者 40 名、であったから、死亡率は 16.5%で、生徒死亡率を上回っている (『宮城県海嘯誌』346 頁)。

青森県の数字はよくわからない。『東奥日報』(1896(明治 29)年●月 23 日、月不明)に「白銀小学校は二階だけを残して下部はことごとく流失、階上村小舟渡小学校流失、三澤村の三澤尋常高等小学校の三川目分校、淋代分校および織笠尋常小学校流失」の記事が見当たるだけである。

2 授業の再開

青森県では、被害にあった小学校では、津波後約 1 か月で再開した模様である。

『東奥日報』(1896(明治 29)年 7 月 19 日、推定)に、「小学校はやっと始業した。これまでは数人で隊を組み勇ましく軍歌等を歌いながら登下校したのだったが、友達の過半を失い、元気なく一人二人と登校する姿を見て泣かない人は無かった」と記されている。

宮城県では、『宮城県海嘯誌』に、次の様に記述されている。

津波の被害は本吉郡の 12 町村で、17 の小学校が何らかの被害を受け、校舎流失・倒壊 3 校、教員死亡者 3 名、生徒死者 378 名、生徒負傷者 53 名、その他被害を受けたもの 900 名以上であった。校舎が使えなくなった場合には一時寺院を仮教室として災後 10 日以内に一般授業を再開した。

しかし、被害を受けた生徒には、書籍・石盤などを欠いた者が多かった。本吉郡内 9 校の教

職員の募金が約 90 円にのぼり、これで不足 500 点以上の書籍、400 点以上の石盤を購入して供給したので、授業を受けさせることが出来た。被害町村では、収入が減り、校舎再築費・教員給与を十分に準備できないので県税の補助を仰いだ。結局、16 学級が縮小され、6 分教場が廃止された（『宮城県海嘯誌』298-301 頁）。

最も被害の大きかった岩手県では再開が遅れた。公共の施設であった学校で残存した者は、避難所や仮病院として使用されたからである。最初に学業開始についての記事は『巖手公報』（1896（明治 29）年 7 月 11 日）にあらわれる。「宮古の高等小学校は病院に充てられたため、収税署の前庭を借りて野外授業を行っている。このような時には授業を中止すべきだとの意見の一方で、いやどんときでも教育は打ち捨ててはおけないとある教員が語った」。多数の児童が扶養者を失ったため、これをどう救うかで動きが始まる。遠くは大阪から地元の高田町までの孤児院が 12、3 才までの児童を引き受けようとする一方で、将来の沿岸漁業を担う人はやはり沿岸で育てようとする声、県下の教育會で相談して孤児となった学童を各郡部に配当しようとする提案もあった（『巖手公報』6 月 28 日、7 月 5 日）。

当時、教育費用は地元負担が原則だったらしい。「越喜来村でも小友、広田などで残存校舎を使った授業が 7 月末には細々と始まっていた。しかし、津波のため市町村は財産を失い、町村税では学校費を負担できない所がほとんどであり、是非とも国庫補助を貰いたい」（『巖手公報』7 月 24 日）との要望があった。

それで県下各郡の十五教育会及び岩手学事彙報発行所が発起して、学事彙報紙上に教育救恤義援金募集の広告文を掲げて、各学校及び教育関係者に寄附を呼びかけた。その結果、県内はもちろん県外からも多数の応募者があり、多額の救恤義援金が寄附せられ、被災学校の教育復興費、罹災教員の見舞金、死亡教員の弔慰金等にあてられたことが（『岩手近代教育史』第一巻、1220-1223 頁）に報告されているが、具体的な金額や配分額は記録されていない。また同書には、1896（明治 29）年 10 月時点での県庁の調査による学校・授業の状況が次のように引用されている。

表 6-4 津波被害学校現況調査一覧表（出典：『岩手近代教育史』第一巻、1217-1218 頁）

郡名	学校名	現況
気仙郡	赤崎尋常小学校	校舎流失。民家仮用授業中。腸チフス発生。目下閉校。 蛸浦尋常小学校に合併の見込み。
	蛸浦尋常小学校	校舎流失。民家仮用授業中。
	綾里尋常小学校	校舎流失。寺院仮用授業中。
	崎浜尋常小学校	校舎流失。教員欠員のため休業中。
	浦浜尋常小学校	校舎流失。目下閉校授業中。
	甫嶺尋常小学校	教員欠員のため休業中。
	唐丹尋常小学校	校舎流失。校舎に充つべき民家なく休業中。
	小白浜尋常小学校 吉浜尋常小学校	校舎流失。校舎に充つべき民家なく休業中。 教育費に欠損を生じたるため、開校の見込みなし。
南閉伊郡	嬉松尋常小学校	校舎流失。釜石尋常小学校に併合の見込み。
	平田尋常小学校	校舎流失。近日開業の見込み。

	白浜尋常小学校 両石尋常小学校 箱崎尋常小学校	校舎流失。当分開校の見込みなし。 校舎流失。近日開校の見込みなし。 校舎流失。近日開校の見込み。
東閉伊郡	船越尋常小学校 田の浜尋常小学校 重茂尋常小学校 同校鷗磯分教場 田老尋常高等小学校	校舎流失。12月1日までに開校の見込み。 校舎流失。12月1日までに開校の見込み。 近日中に開校の見込みなし。新築中の木材流失。 校舎流失。近日中に開校の見込みなし。 校舎流失。近日中に開校の見込みなし。
北閉伊郡	小本尋常小学校 田野畑尋常小学校 羅賀分教場 浜泉尋常小学校 島越分教場 普代尋常小学校 同校大田名部分教場	校舎流失。仮校舎にて授業中。 校舎流失。民家仮用。近日中に開校の見込み。 校舎流失。民家仮用授業中。 校舎流失。民家仮用授業中。 校舎流失。当分開校の見込みなし。
南九戸郡	野田尋常小学校 玉川尋常小学校 坂下尋常小学校 大尻分教場 門前尋常小学校	校舎流失。11月開校の見込み。 校舎流失。11月開校の見込み。 校舎流失。民家仮用授業中。 校舎流失。11月開校の見込み

津波災害から四か月が経過し、校舎を流失又は大破した学校のうちで、民家や寺院などに仮校舎を設けて授業を始めたものがわずかに6校、その他の20校は閉校したままであった。多数の生徒が死亡したり孤児となったりしたうえ、部落には校舎にあてるような建物も残っておらず、教具や教材も流され、部落もほとんど全財産を失ってしまって、学校再開の見込みも立たない有様だった。それでも何とか近いうちに開校できる見込みのあるものが8校で、残る12校には全く再開の見込みがなかった。そして翌30年には、両石・白浜・嬉松・唐丹の各尋常小学校および普代尋常小学校大田名部分教場は、遂に廃止されてしまった。また田老尋常高等小学校では、生徒がほとんど死亡したために高等科を廃止したのであった。そののちこの高等科が再開されるには、1902(明治35)年まで約6年間を要したのであった。

第5節 漁業の復興

1 漁船の被害

岩手県では、当時の統計の取り方が1894（明治27）年頃が変わったため、明治の津波直前の漁船数を正確に知る事は出来ない。また、資料として参照した『岩手県漁業史』と『岩手県統計書』とでは、数字に若干の差がある。『岩手県漁業史』によると、津波前の漁船数は表6-5のようであった。

表6-5 明治三陸地震津波前の岩手県の漁船数（出典：『岩手県漁業史』）

年次	総数	建網漁船	地引網漁船	小漁船
明治 22	5,447	280	822	4,285
23	5,898	319	955	4,624
24	5,900	313	601	4,986
25	6,006	291	604	5,111
26	6,081	357	605	5,119
27	6,873(推定)			

1896(明治29)年当時の船舶数を明確に記載した公式統計資料はないのであるが、『巖手公報』には、漁船・漁具は次の通りで掲載されており、この大半が流失したであろうとされていた（『巖手公報』1896(明治29)年7月14日）。

	漁船	漁網
宮城県	9,804 艘	64,439 流
岩手県	7,524	13,080
青森県	8,625	79,363
計	35,953	156,882

一方、津波による被害は、『日本被害津波総覧』によると、青森で船舶流失破損数329艘、岩手で5,456艘、宮城で1,145艘となっている。ただし、この数字の原本は記載されていない。1897（明治30）年に発行された『岩手県統計書』によると、岩手県内の船の被害は、西洋型風帆船3艘、日本型大船17艘、日本型小船のうち三間3,758艘、四間228艘、五間117艘計4,946艘と報告されていた。

こうしたことから、岩手県沿岸では、約7,500艘のうち5,000艘程が失われたものと見る事ができよう。

『宮城県海嘯誌』には、被害船数はなく、船の総被害額が36,535円70銭と記載されている。当

時の造船費用を『巖手県海嘯状況調査書』の気仙郡製造漁船代価表から見積もると、新造船数 460 艘分で 12,900 円となっているので、1 艘 28 円、したがって宮城県の被害船数は約 1,300 艘となる。『日本被害津波総覧』の数字に余り遠くない数字である。すなわち、宮城県では約 9,800 艘中、1,200 艘位が失われたのであろう。

2 漁業者の被害

『岩手県漁業史』が引用している「水産累年統計第 3 巻」によると、漁家（経営体）及び漁業者数の変化は表 6-6 の通りである。1891（明治 24）年から 1902（明治 35）年にかけての減少の直接原因は津波の様である。

表 6-6 漁家（経営体）及漁業者数の変化（出典：『岩手県漁業史』）

年次	漁業戸数			漁業者		
	計	専業	兼業	計	専業	兼業
明治 24 年	15,864 戸	4,253 戸	11,611 戸	73,313 人	21,159 人	52,154 人
35 年	8,288	3,183	5,105	34,762	11,687	23,075
41 年	8,494	2,226	6,268	56,061	14,692	41,369

なお、『岩手県統計書』によると、1897（明治 30）年 12 月時点で、漁業者中生存している壮年男子は 5,734 人、うち現に漁業に従事しているもの 574 人、修繕を要せずして使用できる船舶 917 艘、修繕を終り使用している船舶 71 艘となっている。

3 漁業の復興

漁業の復興を果たすには、まず津波後の漁業環境を改善する必要があった。被災後、生き延びた村人はがれきの取片付けに忙しく働いた。特に、海岸に漂着した布団、枕、木材等、海岸に散乱した漂流物を片付けなくては漁業を開始できない。せっかく網を新調しても引っ掛かって破損してしまうからである（『東奥日報』1896(明治 29)年 6 月 27 日）。

当時の三陸地方の水産業が占める割合については、宮城 491,353 円、岩手 633,894 円、青森 788,808 円、計 1,914,010 円で、全国水産物 19,899,813 円の 1 割に達しているとの記載が『巖手公報』にあった（『巖手公報』1896(明治 29)年 7 月 14 日）。

このような打撃から回復するのに、どの位の資金が必要であったのであろうか。当時の平均よりやや下と思われる漁師の失った漁具についての記述を『岩手県海嘯状況調査書』から知ることができる。毎日漁に二人が従事し、一家三人以上の働き手のある場合、その損害額は 323 円 30 銭に達した。「ハモ」縄 500 間が 5 円、鱈針 2,000 本で 6 円と始め、20 種もの漁具損失額を数えあげられている。

良い稼ぎを求めて北海道・樺太におもむく漁業出稼ぎ人の日給が、次表の様に大工手間賃とほぼ同じくらいであった時代である。つまり、日給が30銭程度であった時代に、中等以下の漁師で、漁具の損失が300円を越えた事となる。

表6-7 宮古町の出稼漁師（日給）の日給（出典：『岩手県史』第9巻，932頁）

明治32年3月			明治32年9月		
上	中	下	上	中	下
35銭	30銭	25銭	45銭	40銭	35銭

表6-8 盛岡市の大工（日給）の日給（出典：『岩手県史』第9巻，932頁）

明治32年3月			明治32年9月		
上	中	下	上	中	下
50銭	40銭	30銭	50銭	40銭	30銭

政府からの救援金はもともと農民の救済を想定していたため、どのような財源を用いて漁魚を復活するかが懸念されていた。

災害後、横浜居留外国人代表者として現地を訪れ、救援物資配付にも当ったA. A. ベンネット（関東学院大学建学者）は、「最大の被害は漁師にあり、農民には余りない」、「漁船が補給されない限り、能力のある生存者でも自立することは不可能である」、「漁師たちは浜に出て魚の大群を見つけても、どうすることもできず絶望して帰ってくるばかりという悲しい話をきいた」と備忘録に記録した（『アルバート アーノルド ベンネット その生涯と人物』）。彼が取り扱った居留外国人からの救援金数1,000ドルは漁船漁具に使用のことという、目的指定の義援金となった模様である。

翌1897（明治30）年1月27日、『巖手公報』に、「寄贈漁船受領者調」が掲載され、ベンネット氏より、舟165艘、櫂や櫓、帆柱、網などを含め、1,129名が恩恵を得たとされる。岩手県統計書の義援金品配当額の欄に指定として13,892円が計上されているのが、これに相当するのであろうか。ベンネットは救援者代表として日本政府から金杯を受領、後母校ブラウン大学に寄贈した。

先に述べた様に、全国水産物の約1割を生産している地方であったから、その回復を図るためには、(1) 新規改良の漁具を使用して漁獲を増やすよう奨励する、(2) 他地方からの移住を奨励する、という二つの策が考えられる。

ただし、出稼ぎは困る。県外から出稼ぎに来ても、三陸地方の水産物を奪いさるだけで地方経済に一つも寄与してくれない。それどころか、生き残った漁師が不利になることとなろう（『巖手公報』1896（明治29）年7月14日）。

津波後の情勢は、漁業法成立前（成立は1902（明治35）年）のことであり、漁業組合もなく、漁業権行使の調整が行われない時代であったから、他地方からの入漁者に荒らされることが強く懸念された（『岩手県漁業史』第四節）。

こうした事情を反映して、気仙郡では以下のような移住者規則を作成した。

漁業経験者であること、移住後3か月間は手当を支給すること、移住旅費なども30円以内で支給すること、移住者は1か年間組合費を免除すること、などからなっている。

気仙郡移住者規則（『巖手県海嘯状況調査書』39-41頁）

気仙郡にては、津波のために沿岸の漁民の多くが亡くなり、将来の漁業の衰退を懸念して、他地方からの移住者を募集する。その際の規定を以下に示す。

第一条 津波被災地において移住民を必要とするときは役場に届け出ること。

第二条 移住民は、遠洋漁業に長じているか、現在漁業に従事しており、移住後も引き続き漁業に従事するものに限る。

第三条 移住者は出稼ぎ人であってはならず、永住を前提とする。

第四条 移住者は、移住後一か月以内に永住の手続きをすること。

第五条 移住者へは、その居住する地区において、漁業に従事するための便宜を図る。

第六条 移住後六か月が経過したら、他の住民と同様の漁業権を得るが、それまでは共同利益の分課は行わないとする。

第七条 移住者は温厚で健康であるものを選ぶこと

第八条 移住後三か月間の毎月の給与は以下のように定める。

初月一戸に付 金五円以内

翌月同 金四円以内

末月同 金参円以内

第九条 移住者の必要な旅費等は支給するが、その上限は一戸あたり金三十円までとする。

第十条 移住者は、移住地の漁民に対し、漁具の製造法、漁業上の技術習得を許す義務がある。

第十一条 移住者に対する費用は、その移住旅費を除き、全て受け入れ地区が負担すること。

第十二条 移住者が事情により二年以内に他所に移転する場合には全ての費用を返却すること。ただし、旅費・補助金等を受領していないものは除く。

第十三条 移住者は本規則に従い、正当な保証人のついた契約書を提出すること。

第十四条 移住者には一年間組合費を賦課しないこととする。

その一方で、岩手県は授産世話掛を設けて被災者の救援にあたった。

気仙郡では二区7名を、南閉伊郡では4名、東閉伊郡宮古では2名、北閉伊郡では3名、南九戸郡では2名とし、更に各部落に4名から13名の授産委員を置いた。授産世話掛は、県、郡長、町村長、地元警察などと緊密な連絡・会議を行いながら、事後措置にあたった。気仙郡の授産方法の項目は以下のようにされた（『巖手県海嘯状況調査書』69-103頁）。

第一 各部落の状況に応じ、漁船漁具その他の職工品を購入また整備すること

- 第二 小屋掛を援助すること
- 第三 魚類食塩等の製造所を設けること
- 第四 必要の衣服家具を与えること
- 第五 海底や河口に変動を生じ、漁場が荒廃した際には再興の対策を講ずること
- 第六 部落の状況により戸口移植が必要な時は県知事に申告すること

このように、各地の事情を考慮しながら、主な生業である漁業の復活に力が注がれることになった。復興に取り掛かってみると、大工や船材が不足していることが大きな問題となった。限られた資金、材料や労働力をいかに配分して、早期の復興を果たすかという点で議論された。気仙郡では、第一に何をすべきかという事となり、貧富共に最重要は鰯漁だから、先ず鰯船の供給であると決定した。被害各町村に対し460艘が必要と見積もられ、この製造代金は12,900円となる。気仙全郡への救助金は25,417円であるから、残りは12,517円である。このため大工百人を各村に割付し、これを無被害地の町村より徴集しようとしたのだが、作業はなかなか進まなかった。造船に要する材木は官有林の払下げを出願することで手配した（『巖手県海嘯状況調査書』）。

ごく近接している集落であっても、住民の負担・漁業復興の方法は同じではなかった。以下にうのずまい鵜住居村の事例を示す（『巖手県海嘯状況調査書』）。

鵜住居村大字両石：義援金などの中から一戸につき25円を積立て、共同長屋・漁船具を支払い、残りは銀行預金として共同授産資金とした。

同村大字箱崎：一戸あたり20円を負担して鮪建網の資金とした。

同村大字鵜住居小字根浜：一戸30円を出し、新規に共同事業を始めることとした。

同村大字片岸小字室浜：各自20円以上を出し、鮭及鰯引網資金として稼業者に完全に準備を調べさせ、罹災者はその網子となることで合意ができた。

このような努力の結果、翌年7月には相応の漁獲があり、村は活気を取り戻した。船舶や漁具は津波前に比べ減少したが、使用者も減少したので、現在漁業に不便を感じてはいないようであった。1年で罹災者の家屋、漁船、漁具の授産の目的は達成されたと報告された（『巖手県海嘯状況調査書』）。例えば、九戸郡では以下のような復興状況が報告された。

家屋はほぼ完成。あます所は10軒たらずである。

漁船数は津波前の7割までに復帰した。漁具などの不備もない。

製塩所も復興して盛んに稼働している。

津波によって水揚げ高も一時的にやや落ち込んだ。『岩手県統計書』の数字を図にしたものが下図である。多少の減少が見られるが、かなり早い回復をしたものの様に見える。

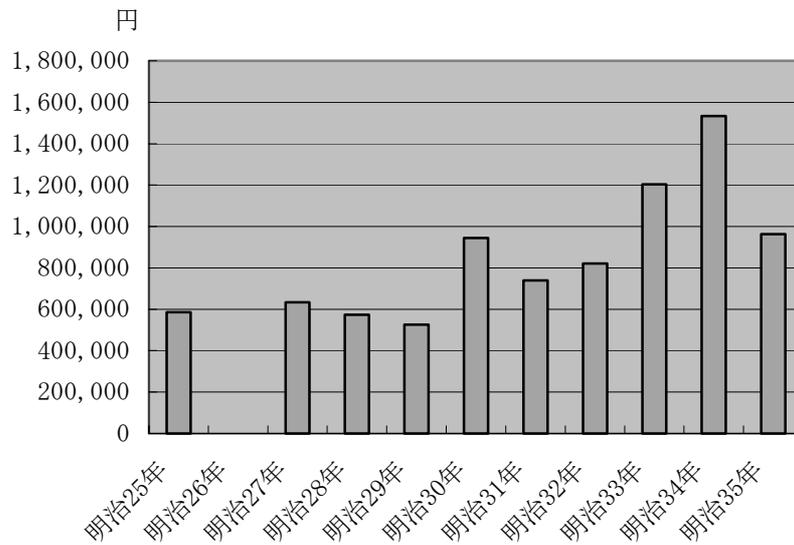


図6-2 岩手県漁業の水揚げ高の推移 (出典：『岩手県統計書』)

宮城県については、復興時の経過を辿る資料はない。ただし、『宮城県海嘯誌』には「漁船は漁民生命の繋る処だから、家屋の建築と共に急中の急務として修理新造を督励した。最初当てにしていた官林からの材木払下げはなかなか許可がおりず難儀をしたが、そのうち許可が出た結果、数カ月も経たずに元の船数を見るに至った」とし、回復の早かった事をうかがわせる記述となっている。